

移行定着支援事業（新規）

1 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村への委託可）

(2) 内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り助成を行う。

① 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。

② 移行前の小規模作業所等の当時から利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるための経過的な施策に必要な費用。

(3) 補助単価 1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

事業の実施に際しては、実施する施策の内容・スケジュール等を添付すること。

6 事業担当課室・係

自立支援振興室 地域生活支援係

移行定着支援事業

Q 1 小規模作業所等の等は何を指すのか。

A 1 障害者自立支援法に基づく新体系サービスとは、事務処理方法の異なる小規模作業所、小規模通所授産施設、福祉工場、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設が対象となる。

<自立支援振興室地域生活支援係>

移行定着支援事業

Q 2 平成20年度に移行した小規模作業所等は、助成の対象となるのか。

A 2 平成20年度に移行した小規模作業所等は、助成の対象とならない。

<自立支援振興室地域生活支援係>

移行定着支援事業

Q3 平成23年度中に移行した場合における2年度目の取扱い如何。

A3 平成23年度末をもって事業が終了するため、助成の対象とならない。

<自立支援振興室地域生活支援係>

移行定着支援事業

Q4 平成24年4月1日以降に移行した小規模作業所等は、助成の対象となるのか。

A4 平成23年度末をもって事業が終了するため、平成24年4月1日以降に移行した小規模作業所等は、助成の対象とならない。

<自立支援振興室地域生活支援係>

(Q) 移行定着支援事業は、当該事業の説明書「2 事業の内容」の「(2) 内容」の②において、「移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるための経過的な施策に必要となる費用」について助成を行うこととしているが、どのようなことを想定しているのか。

(A)

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の利用者については、利用者負担額を支払うことが原則である。

しかしながら、支援費の対象であった事業者又は施設が障害福祉サービス事業者となった場合と異なり、サービスの提供について利用者負担が生じていなかった小規模作業所、小規模通所授産施設、福祉工場、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（以下「小規模作業所等」という。）については、障害者自立支援法に基づく新体系サービスに円滑に移行できるよう、必要な措置を講じることが必要である。

本項はこうした状況を踏まえ、移行定着支援事業として、小規模作業所等の新体系サービス事業への移行後2年間に限り、移行定着支援事業を活用する事業者の判断により、移行定着支援事業に係る経費として交付された費用の範囲内において、事業者の負担をもって利用料を減免することを可能とするものである。

なお、具体的取扱いは以下のとおり。

(対象となる利用者について)

新体系サービス事業に移行する前から小規模作業所等を利用しており、引き続き当該事業所を利用する者（以下「減免措置対象者」という。）。

なお、軽減措置対象者であっても、他の障害福祉サービス事業所を利用している者については、適用対象外とすることが適当であると考えられる。

(実施手続について)

- ① 利用者負担減免措置を実施する事業者（以下「減免措置実施事業者」という。）は、事業所の指定を行った都道府県知事（移行定着支援事業の実施を市町村に委託する場合には、当該事業所が所在する市町村長）に対し、別添

様式 1 を参考とした書面により利用者負担減免措置実施の届出を行う。

なお、この場合において、減免措置実施事業者は、2 年間の利用者負担の減免措置の内容及び要する費用を記載した計画を提出する。

- ② 移行定着支援事業の実施を都道府県が行う場合にあつては、都道府県は利用者負担減免措置を実施する事業所について、管内市町村に情報提供する。
- ③ なお、利用者負担減免措置を中止又はその内容の変更を行う場合についても、別添様式 1 を参考とした書面により届出を行う。

(留意事項)

利用者負担減免措置は、同一の事業所内においては、全ての減免措置対象者に対して同じ措置を実施することが適当であり、減免措置対象者毎に措置の差異を設けることは適当ではないと考えられる。

(様式1)

移行定着支援事業を活用した利用者負担軽減事業に係る届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

・・・に基づく移行定着支援事業を活用した利用者負担軽減事業を実施したいので、下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 県 群・市	
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
	代表者の住所			
指定事業所	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地		(郵便番号 —) 県 群・市	
	指定を受けた年月日			

(別紙)

〇〇〇〇事業所においては、平成〇〇年度及び〇〇年度において、以下のとおりの利用者負担額の軽減を行うこととしており、これに要する費用についても以下のとおり見込んでいます。

	平成〇〇年度	平成〇〇年度
利用者負担 軽減の内容		
所要額		